

害者福祉協会という協会がございまして、その協会で非常に私どもは協力をいた
だきまして、活発に活躍されておる状態でございます。私どもも常日より感謝して、
いるわけでございます。特に視察とか親睦旅行、運動会、それから会員の相談、
こういうふうなことで、それから又、市としてしても老人相談員の三名ほど協会の方に
お願いいたしましてやっております。本当にいろいろな福祉協会でございますが、
この協会におきまして、福祉事務所と協会と、福祉事務所が協会の方に御協力を
申し上げてまして、十月からすでにアンケート調査を実施しております。その中に声の広
報というのがございます。それから、駐車場問題とか、いろいろとアンケートが入っておりま
す。非常に多いわけでございますが、会員が非常にこの協会に多く加入されておしま
して、又、視覚障害者の方も大部分の方が入っておりますという状況でございますが、この方々
の意識調査もアンケート調査が実施されておりますので、その結果によりまして私ど
もも集計をいたしまして、その結果を見て関係課と十分協議をしていきたいというふ
うに考えております。

なお、東京都におきましては点字の部の広報が視覚障害者の方々には送られて
いるというのが現状でございます。

○教育長(町田倍二君)

と申させていただきます。

障害児教育の基本的なありか等につきまして、市長の御足答弁

ただ、市長のお答え申し上げたとおりでございますが、心身に障害のあるお子さんの教
育施設につきましては、以前にも数回一般質問がございまして、種々御答弁を申し上げま
いりました。すでに御案内のように、障害の程度が重いお子さんにつきましては、都道府県
の責任において設置する養護学校等で教育措置を行い、又、障害の程度も比較的
軽いお子さんの教育措置につきましては、市町村におきまして設置することである特殊学
級におきまして教育措置を行うということが大原則になっていっているわけでございます。

当市におきましては、現在、御指摘のとおり一小と二小、それから一中にそれぞれ特殊学
級、いわゆる身障学級が設置されておまして、関係者から大変好評を得て、いろいろ
でございます。それから、これも前に申し上げました、ただいま又御指摘がございましたが、
東京都におきましては国に先駆けまして昭和四十九年度から心身に障害のあるお子さんに
対しましての全員就学制度を打ち出しまして、現在ですべての心身障害のあるお子さん
それぞれ障害の程度に応じた教育施設、すなわち特殊学級とか、あるいは養護学校
等にそれぞれ全員が就学できるようになってきているわけでございます。当市におきましても

現在当市には心身障害の児童、生徒が四十五人おりますが、最重度のお子さん一人を除きまして、あとの全員の子どもさんそれぞれ特殊学級、あるいは養護学校等に就学されておまして、いわゆる全員の就学措置には完了している次第でございます。

それから、これも前に申し上げましたが、重度学級の件でございますが、これは障害の程度の重いお子さんを対象とした学級でございます。現在財政力の関係、いわゆる先進市におきましては、二、三の市におきまして設置されているところがございますが、御案内のように、膨大な経費がかかりますし、したがいまして、当市といたしましては、前にも申し上げましたが、隣の羽村町に都立の養護学校が開校されておりまして、現在、小中高の一貫した教育が進められるようになってきているわけでございます。又、都立の養護学校におきましては、スクールバスによる児童、生徒の送り迎えの実施もされておまして、福生市もそのコースに入っておりますので、通学も容易になってきているわけでございます。したがって、当市からも現在数名のお子さんを通学している次第でございます。

したがって、当市といたしましては以前的一般質問でお答え申し上げたように、重度のお子さんへの教育措置につきましてはぜひひとつ都立の養護学校で就学措置をお願いしたいというふうに考えている次第でございます。よろしく御理解くださるようお願いいたします。

い申し上げる次第でございます。

○二番(松山 清君) 自席から再質問、させていただけます。

第一点目の福祉の問題については、駐車場とか市役所の最低限度の便所の改良とすろといふようなことについては、前回の答弁をいただいたので、もういふ点については早急に処置をしていただきたいと思います。

それから、その中で言うと問題になりました体育館の問題ですけれども、体育館はどちらのほうと言いますとやはり健康者の方の体育設備になっていくような気持ちを持て、感ずるわけです。もういふ点については多少の施設改善と言いつても、又、手すりをつけろとか、もう処置はすべきじゃないかと思うんですが、その辺についてはもう一度お聞きしたいと思っております。市長の方からの答弁ですと、もういふ方の場合一環として教育委員会に手伝いをしてもらうというところの御答弁でしたけれども、これらも、もういふものも必要であろくかと思えますけれども、多少の改善で直すというふうなものについて、やはり私は直された方が、より体育館を利用する上では有効ではないかと思うので、その点ひとつもう一度お聞きしたいと思っております。御答弁を願いたしたいと思います。

それから、二点目の福祉協議会ですけれども、御答弁がありました。いままでこの問題

についての答弁については、いままでと変わった点はほとんどないのではないかと思います。
ただ私は、非常に問題と思うのは、障害児教育は確かに重度の場合については都道府県と、義務というものがあわけてすれども、では、市役所の障害児教育に果たす役割りは何なのかということが一つあると思うんです。軽度の子供さんたちを単に救うというだけで事足りてしまうのか、財政問題が確かに絡むわけですが、将来とも見通した場合に、ただ単にそれでいいのかどうかということが一つあると思います。
それで現実にはやはり市の教育委員会の方でやっていた役割りとは言え、結局、羽村の都立養護学校、福生の、何ですか、いろいろある特殊学級というふうな、いわゆる振り分け、単に早い話で交通整理の役割りみたいな形でしかないのではないかと。だからこそ、そこにやはりもう一つ突っ込んで見ますと総合計画の中で、現況の課題の中でも出されているように、そういう、何ですか、「障害の比較的重い児童、生徒については、都立の養護学校との連携をもとに、就学指導を行って」とあるわけであらう、必ずしも円滑な就学措置が行われているわけでもない。それは、養護学校への就学を拒否し、地域の学校へという要望が見られ、さうして困難な問題にまであらわれてきている」というように書かれております。地域、学校へというものが具体的に、

正しいのかどうかという点については、これは又いろいろと議論があらうかと思いますが、こういう点でこの問題点をすでに教育委員会自身明らかにしているところであり、その中で、この辺でやはり単に振り分けるといふ役割りだけではあればこういう結果が出てきて当然だと思ふんです。もう一歩進めていかなければならぬのではないかと思います。じゃあ、その就学、たとえば市の問題としまして、一年に上る直前にこういうものをやっただけでは、このような結果、問題が出るのは当然でありますので、やはりもっと前に、就学前に、たとえば一年前とか二年前とか、そういうときから、そういう子供さんをも的確に把握して、やはり父兄と長い間、かけて、時間をかけて話し合ひをするということも当然必要なんではないかと思ふんです。入学直前にこういうことをやれば、父兄が考えていたことと教育委員会から言われたことと、この食い違いが当然問題が出てくるんじゃないかと思ふんです。そういう点では、単に入学時、点での振り分けという役割りだけではなくて、もっと進んだ、一歩前に出して、いきましても、障害児教育についてどう市がかわっていくべきかということについて、もっと深く、私は、研究されて、又、専門の委員会等もつくるなりつくっていた方がいい。現在、福生市、心身障害教育運営委員会というものがあろうですけれども、じゃあ、こういう

ところでこの機能をもっと發揮させて答申でももらうというふうなことも考えてもいいんじゃないかと思うんです。余り予算の面ばかり心配していると何にもできませんから、これは、予算については市長がよく配慮されることとは思いますが、そういう点ではやういふものをもっと進めた形でやっていた方がいいと思えますが、いかばなものかと思えます。それから、三番目の来年度予算の編成の問題についてですけれども、これは確かにいうような面がたくさんあると思えます。そして、市長においては昔話から話がございまして、これは全く大分余分なことではな、かと思えますけれども、一つは、総合計画ができた初めての当初予算編成になるわけですからけれども、確かに実施計画としての形ではまだできてないわけでしょうけれども、すでに実施計画そのものについての作成はかなり取り組みがなされて進んでおられるのではないかと思います。そういう点では、いずれにしても、市長からの予算編成方針というものの内容等におきましても、多分そういう面が強く打ち出されているのではないかと思うんですけれども、その点については言えば、三つの柱というのがありますけれども、どこに重点を置くのか、その点をちやうとお聞きしたいと思えます。

それから、使用料と負担金とか手数料、そういう住民負担にかかわる問題につ

いては、市長におうけはいろいろのところはきいて、いろいろのことがありました。これらも正直言

ってどちらにでもとれる言葉でありまして、いろいろのところはきいてないけれども、ちやうと先に
行けば、あしたになればどうもこれはやった方がいいんだというふうなことになってしまうと思わ
れます。結局何、というかと、いいますと、課長も言いましたように、五十年、五十一年と、

非常に値上げが行われたですね。この時期、というのも御承知のように不況とインフレ
というのがある時、いろいろあるわけですが、ここへいろいろの負担の転嫁というものがされて
いるわけですね。御承知のように、たとえば保育料の問題一つで言いますと、やはり、

ベースアップが一定の率でありますからちやうどいいところで二〇%ぐらいあるわけですね。

一方その減税措置がほとんどされておりますので、それだけでも保育料で言えば
一ランリ、二ランリ、その上についてしまうと、そして又、所得税のアップがありますから子供
でも産まれたら限りランリが上がつてしまうと、そういうような結果で五十二年度——今年
度は、やはり五十二年度値上げしたんですけれども、それ以上の負担になるんです。五十二
年度というのには保育料で言えば転嫁されているわけですね。保育料そのものが値上げ
をしたと同時に、所得税の減税が少なかったわけで、非常に高いランリに位置づけ
られるというふうな形があって負担が増大している。そういう点で少なくともこれは来

年やらなくて再来年やていいというふうじゃなくって、政策的に見ますと、こういう点は、いまの不況の中でやはり抑えていくという改定をして、いかにいいということば取るべき措置ではないかという点でお聞きしましたので、その点はひとつ、いまのところは考えないというふうなことだけではなく、もう、すでに現時点で大体の市長の基本的な来年度予算編成について考えは持っておられるわけなので、もう一度はっきりお答えいただきたいと思います。値上げはやはりないということであればなお結構なことであります。

それから、議員の要望をとりえてきたというが、これから当初予算編成に当たると思うので、今後ともその面についてはやはり機会あるたびに住民の要望を聞くような、そういう場を設けていただきたいと思えます。これは、要望、意見にとどめておきます。

それから、市長の、やはり政策的なものとして、従来からの基本姿勢の一つであります。防衛補助予算との関連での建設事業の促進ということがあるわけです。これにつきまして、防衛予算が何でもかんでも悪いんだというふうな考えでは私どもはなれません。これは取るべきものは取るのがあたりまえです。そういう機会があればもちろん、そういう補助を取って建設すると、いわば、これは現行制度を生かすと、積極的に生かすという点では、これは当然見習うべき一つの回答だと思えます。ただ、それと

同時に、先ほども教育、予算の問題で大分論議がありましたけれども、同じようにその一方で社会福祉という点で、現代にとどめておくというふうな状態ではいけないと思えます。特にこのように時だからこゝ推し進めて、いただきたいと思われたいです。たとえば市長はこの議会では従来再三その点について従来の方針を推し進めて、いくんだというところ、終始して、いわけですけれども、たとえば市長は別な面におきまして、たとえば福生市の民生委員会でしたか、民生委員会のことのあいさつでは、たとえば、市長として現在まで主に取り組んでまいりました事業は学校と道路、下水道等の建設事業でありました。これらの事業も下水道を除くはほぼ峠を越しつつあり、これからは福祉という問題に重点を置く行政を考えていかなければならぬと思います。というふうにかなり従来の市長のサイドから一歩前に進めた一つの政策的転換を回つていくというふうに受け取れる御あいさつをいたしておられるわけですけれども、これはただ単にその民生委員会皆さん向けの御配慮なのか、福祉の関係をやっております方向の御あいさつなのか。これは従来からの市長からの議会答弁とは又一歩進んだ形で御あいさつがされて、いると思えますが、こういうふうなこの民生委員の皆さん向けの言葉に終わらせるのではなくて、やはりこの辺で一定の政策的転換、転換というまではなかなかに取れ

ないでしようけれども、そういう方向をやはり切りかえてくれるというものをやっぱりつくりに出して、いく必要があるのではないかと思うんです。ある日突然という形にはこれはなかなかいかないわけで、そういう点でやはり来年度、すでに予定した建設事業というのは、心配らく、もう一年も前から考えているわけで、これをやめろというわけにはいかないでしようけれども、やはり不況の中での予算ということでは、そういう社会福祉にやはり重点を移していくという形をやはり取るべきではないかと思ひます。その点についてもう一度お尋ねいたしたいと思ひます。

それから、来年度の歳入等の問題につきまして、非常に厳しいというようなことが再三出されておるわけですが、これは確かにそういう面があるかと思ひます。それで、もう一つ関連問題としてお聞きしたいんですが、来年度の予算の編成と一つ非常に大きくかわり合う問題であります。歳入問題ですけれども、いろいろ課長のちから、前の議員の答弁の中で、この五十二年度の決算の見通しというようにござい、単年度収支とよくしたいというようにござりました。それで、現在は単年度収支は四億三千五百円ぐらいの赤字になると、いうようなことがわかりました。その単年度収支をよくしたいというのは、単年度収支を黒字までもって、いくというように形まで考えて

おられるのかどうか。これは来年度予算と非常にかわりがあるわけですから、その点についてお聞きしたいと思ひます。

それから、歳入の問題で言えば、非常に厳しいという財政の見通しが一つあるわけですが、そうするならば、やはり五十二年度予算が、そのうち補正されるんで、その中でもされると思うんですけれども、基金等が繰り戻しも今度の補正予算ですでに五千五百円ですが、される。これ以後形らしく今度の三月議会までにかかりの基金繰り戻しというのがされるんではないかと思ひます。これはただ単に五十三年度予算編成に当たって、この基金についてもう一度歳入に繰り入れろという措置がされるんであるかと思ひますが、やはり、これをいまだ不況下の中で市民生活を守ると、いう点から、生かした使い方を必要であるのではないかと思ひます。単に、当初予算の帳じりに歳入をあわせるという形だけに終わらせるのではなく、長く続いて、不況の中で、これをどう市民に生かす使ひ方、私は、社会福祉を充実させるという点から言っているわけですが、そういうところにやはり使つて、いくというように転換は一つは図るべきではないかと思ひます。その点についてどうかようにお考えになつておられるか、答弁をいただきたいと思ひます。

○副議長（小堺仁七郎）

答弁の前に、時間、バツ合しかございませんでよろしくお願ひ

いたします。

○市長(石川常太郎君) 最初は、体育館の件と存じますが、先ほど、職員によつて希望する場所に移転をしておいた、ということも申し上げたわけでございますが、現在のところ、ぜひひとつメカのようなことで御了承をいただきまして、将来において心掛けてまいりまして、障害者の方も全部利用できるといふふうに改良していきたいと思ひます。早急にはなうとできかねると思ひますので、ぜひこれは御了承をいただきたいと思ひます。私から主なもの申し上げますが、民生委員会へのお話でございますが、私は、この件は昔から言つています。何年も前から、どちらへも、議会にも申し上げたと思ひつております。とにかく最低の施設だけは完成をして、市民にそこで勉強してもらつて、とにかく一応で上げればよいよりは、邪道かもしれませんが、あるはよいものもあると思ひますけれども、幾分でも経済的支援の方に回せらんじやないだろうか、とかいふことは私は形なく議会でも申し上げたと思ひますし、ことあるごとにちやで申し上げております。私はそのように、建設優先と言われましても、一応の建設を進めていただく、これは、私は確かに議会でも両方ともできませんので少し御勘弁をいただきたいと申し上げましたのは覚えております。私はだれかれとなくこれは申

し上げておりますので、その点は御承知をいただきたいと思ひます。私も、昔々違ひがもしもせんば、予算におきまして、決算におきまして、ほとんど私は松山さんには否決されていかうな氣がするんです。ぜひひとつ、予算をこのように賛成をして、いただきたい、ぜひ一度通していただいて、そして市のために御苦勞をいただきたい、これは心から私はお願いを申し上げる次第でございます。

それから又、昨年度予算の收支が調子よくということがありますが、これは、単年度です、通算でも単年度でもいつでもよくしたい、とかいふふうに私は思ひます。現在のところ、福生市の行政は、これはあるは御報告といたうことがあつたかもしれませんが、白書として発表はされておられませんけれども、東京都二十六市のナンバーワンでございます。二番は、私は知つておりますけれども申し上げません。これは発表になつておりませんから申し上げませんけれども、すべての面で一番でございます。これは間違ひないんでございまして、しかも二位を相当離しております。これも松山先生以下、議員の先生方の御指導、御支持のたまものでございまして、お礼を申し上げる次第でございます。

後は、教育委員会の方へ、よろしくお願いいたします。

○教育委員会学務課長(古谷正夫君) 自席からお許しをいただきまして、障害児の教

育を措置して、いんではないかというふうな御指摘があったわけでございますけれども、教育委員会といたしましては、障害児の運営委員会、それから実行委員会等と設けて行っておるわけでございます。それで、先ほど厳しい御指摘があったわけでございますけれども、就学相談については振り分けのみであるというふうな御指摘があったわけでございますけれども、やはりこれにつきましては、教育措置をするというふうなことでございまして、専門の先生方をお呼びいたしまして、学芸大の心理学の先生とか、校長の先生等をお呼びまして、専門の方で教育措置、就学相談をさせていたで、おるわけでございます。やはりその内容を見ますと、子供の障害を診てどの学校が適切であるかというふうなことを専門的に御判断をいたで、おるわけでございます。そう、いうふうなことで、振り分けるといふような形でなく、障害児のおふさんに対しては、教育措置を行っておるわけでございます。そう、いうことで養護学校と連携というふうなことがあるわけでございますけれども、児童の就学に当たりましては適正措置を行わなければならないというふうな形で、養護学校と連携を取っておるわけでございます。たとえば、羽村につきましては、情薄でございます。村山にありますのは、肢体不自由でございます。そう、いうふうなものでございまして、お願いするに当たりますれば、十分、いうふうな連携を取って、いたで、部にお

願いしておるわけでございます。

それからもう一点、就学前から必要であるというふうなことでございすけれども、やはり、これは教育相談で措置しておるわけでございます。ですが、相談と申し上げますのは、やはり強制するものでございまして、親の願い出によって措置するわけでございます。先ほど、就学前からというふうな問題もあつたわけでございますけれども、その点については、おまむすかしの問題がありますので、保護者からおいでいただければ、いつでも御相談に応じたいと思っております。

それから、検討すべきであるというふうなことでございすけれども、いま、運営委員会、それから実行委員会等があるわけでございますが、そう、いう中で、その委員会をつくって検討するんだというふうなものについて今後検討させて、いたで、たいと思ひます。

○企画財政課長（上野、重勝君） それでは、簡単に申し上げます。

手数料、国保の保険料、それから保育料の値上げの問題でございするが、市長答弁のとおり、当面、当初予算におきましてこの値上げは計上しない予定でございす。が、財政サイドから申し上げますと、応益応分の負担の原則に基づきまして、それぞれの市との均等性を図りながら国保の保険料、あるいは又保育料につきましては、年度内

において改定の検討をしていただきたいというふうに考えております。

それから、五十三年度の歳入と関連をしまして、五十二年度の単年度収支ですが、四億三千万円の単年度収支の赤字でございますが、現状からいまして単年度収支につきましては黒字計画にはいかないだろうと思っております。

それから、基金へは当然こういう経過でございますので繰り戻しをいたします。

それから、五十三年度の予算の編成の時点に、御指摘の福祉政策等も含めまして五十三年度予算の中で不足を生じたような場合には財政運用基金として、これを繰り入れていく予定でございます。それから、なお、私としてはこの繰入金につきましては、各市の現況を調べましたところ、大体予算の九割前後が積立金として財源確保されております。福生市の場合にはこれが四億一千万円で、率にしますと五割でございます。したがって、私は積立金の額についてはこれでは少ないというふうに考えております。

○二番(松山清君) 一つは財政担当のところ、年度内での使用料、手数料その他の問題について、会計について検討していくという考えがあるというふうなお話はわかりましたけれども、市長におきましては、そういうことを……、考えてないということなんであります。その点についてはこういう状況下の中なので十分住民の生活実態をおくみ取りを

いただきまして御配慮をしていただきたいと思っております。その点を強く要望いたします。

それから最後にもう一つ基金の問題で出されましたんで……、財政課長はよく御存じだと思っておりますが、自治省に当たってもこういう地方財政危機の中で多大な基金を持っていこうというのは余り苦しいことではないということ、かなりきついことを言っているように聞いております。そういう点、自治省の言ひ分がそろそろいよいよは私は思われないですけれども、しかし、こういう時、世なら、やはりそういうものを生かして、使うべきときに来ると、そういうように思いますので、使用されるようお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○副議長(小堺仁七君) 以上で、一般質問は終わります。

お認りいたします。

今日の会議はこの程度にとどめ延会をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会することと決定いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。
なお、次回は十二月九日午前十時から開きますのでお願いいたします。
午後四時三十八分 延会

写

福庶発第二千七百三十一号

昭和五十二年十二月一日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

岩 田 博 殿

昭和五十二年第四回福生市議会定例会の招集について

昭和五十二年十二月一日付け、福生市告示第四十六号（別紙参照）をもつて、昭和五十二年第四回福生市議会定例会を招集したので通知します。